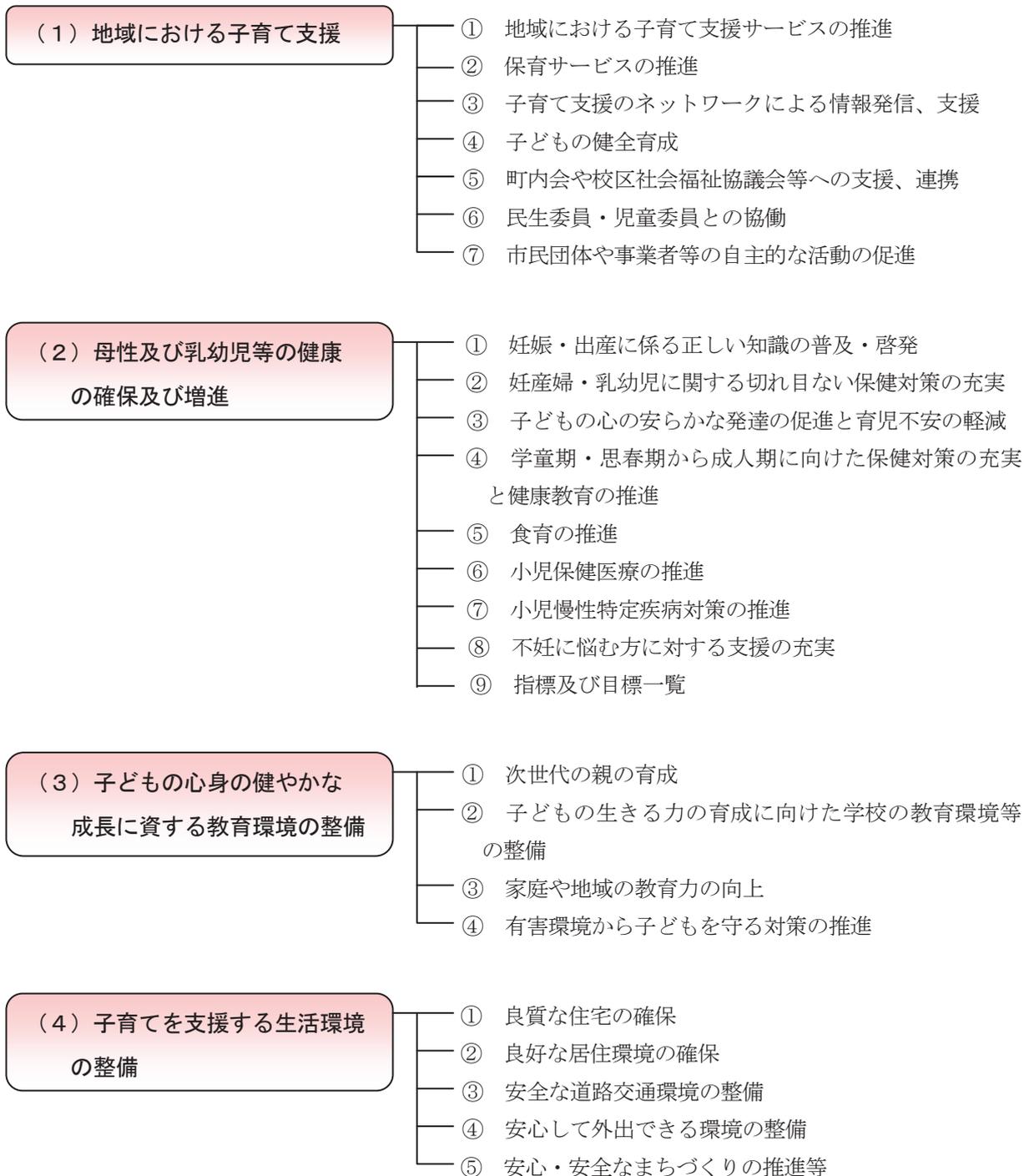
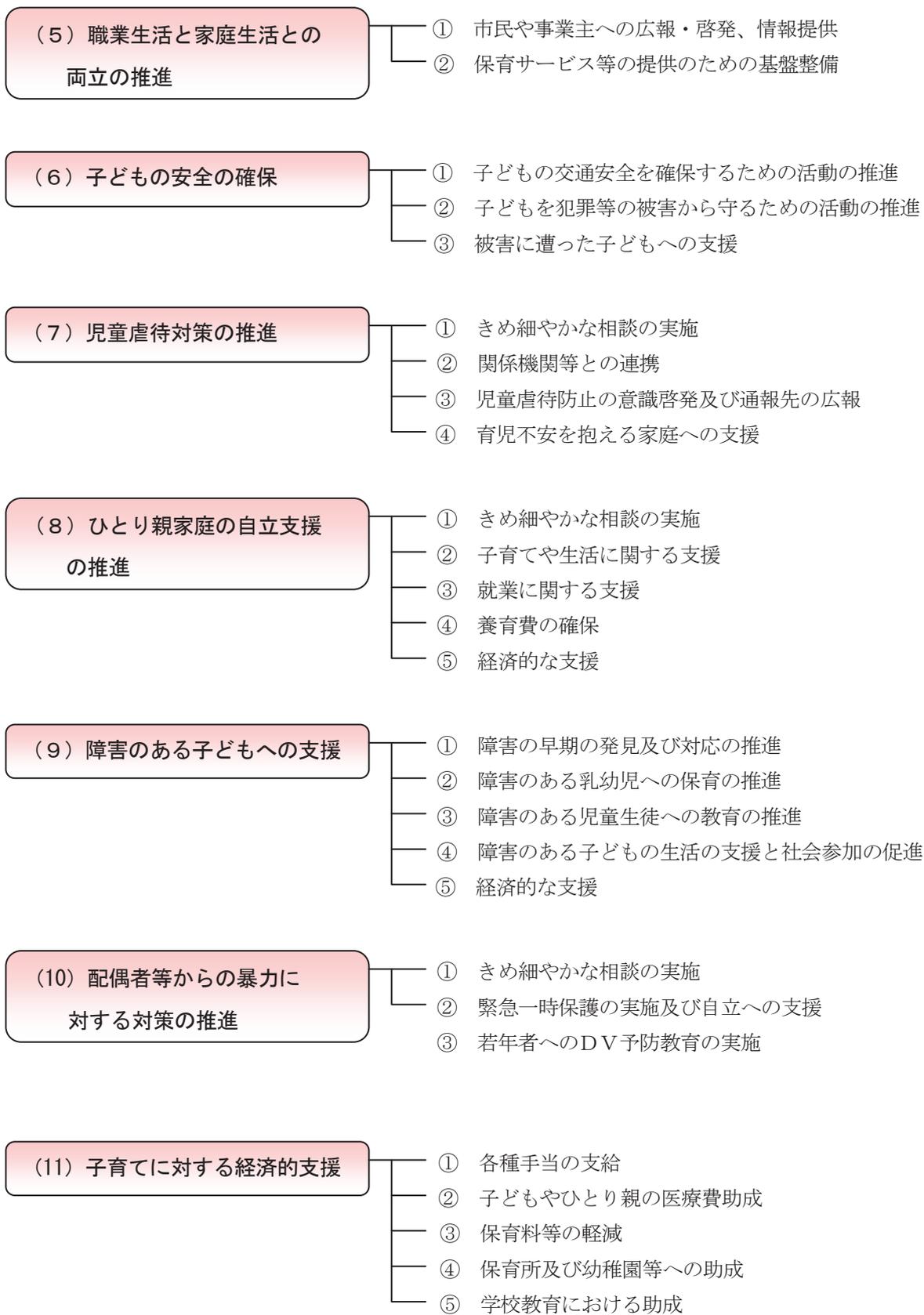


第5章 施策の展開

1 施策の体系





2 施策の概要

(1) 地域における子育て支援

地域社会は、子どもの成長の過程で重要な生活基盤であり、そこに住む人々が協力して子どもを見守るという機能を果たしてきました。

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。

このため、すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスを推進するとともに、学校の余裕教室など公共施設の余裕空間の子育て分野への活用や町内会、母親クラブなど市民団体の活動の支援など、地域社会における子育て支援のための施策を実施します。

(1) 地域における子育て支援

- ① 地域における子育て支援サービスの推進
- ② 保育サービスの推進
- ③ 子育て支援のネットワークによる情報発信、支援
- ④ 子どもの健全育成
- ⑤ 町内会や校区社会福祉協議会等への支援、連携
- ⑥ 民生委員・児童委員との協働
- ⑦ 市民団体や事業者等の自主的な活動の促進

① 地域における子育て支援サービスの推進

共働き家庭等を含めたすべての子育て家庭を支援するため、地域での様々な子育て支援サービスの推進を図ります。

(主な施策)

- ・ 保育所等での延長保育
- ・ 放課後児童健全育成事業
- ・ 子育て短期支援事業
- ・ 新生児・妊産婦訪問指導事業、こんにちは赤ちゃん事業
- ・ 育児支援家庭訪問事業
- ・ すこやか子育て交流館管理運営等事業
- ・ 親子つどいの広場運営事業
- ・ 親子つどいの広場整備事業
- ・ 児童センター運営事業
- ・ 地域子育て支援センター事業
- ・ 保育所等での一時預かり
- ・ 病児・病後児保育事業
- ・ ファミリー・サポート・センター事業
- ・ 妊婦健康診査・健康相談事業
- ・ 利用者支援事業（基本・特定・母子保健型）

② 保育サービスの推進

多様な保育需要に対応して、広く市民が利用しやすい保育サービスの提供に努めます。

(主な施策)

- ・ 保育所等での休日保育
- ・ 保育所等での障害児保育
- ・ 保育所地域活動事業
- ・ 保育所、幼稚園等での幼児保育（教育）相談
- ・ 市保育園協会への研修費補助
- ・ 私立幼稚園等への研修費補助
- ・ 保育所保育士、幼稚園教諭等の研修
- ・ 保育所等への研修費補助
- ・ 認可外保育施設助成事業 など

③ 子育て支援のネットワークによる情報発信、支援

子育て支援のネットワークづくりをさらに進めるとともに、すこやか子育て交流館を拠点として、地域の子育て支援サービスや子育て支援団体等の情報の集積、市民への発信や子育て支援団体等の活動支援などを行い、子育て家庭の不安感、孤立感の解消を図ります。

(主な施策)

- ・すこやか子育て交流館管理運営等事業（再掲）
- ・子育て支援ネットワーク構築事業
- ・親子つどいの広場運営事業（再掲）
- ・親子つどいの広場整備事業（再掲）
- ・地域子育て支援センター事業（再掲）
- ・育児支援事業（自主グループ育成と支援）
- ・母親クラブ育成・支援事業
- ・ふれあい子育てサロン事業への協力
- ・にこにこ子育て応援隊支援事業
- ・利用者支援事業（基本・特定・母子保健型）（再掲） など

④ 子どもの健全育成

近年の都市化・核家族化等の進行による子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、子どもが健やかに育つ環境づくりを目的として、地域において子どもの健全育成を推進します。

また、国の「放課後子ども総合プラン」に基づく取組を推進します。

(主な施策)

- ・心豊かで元気あふれる「さつまっ子」育成市民会議
- ・放課後児童健全育成事業（再掲）
- ・新・郷中教育推進事業
- ・子ども会育成事業
- ・錦江湾わくわく親子クルージング事業 など

⑤ 町内会や校区社会福祉協議会等への支援、連携

町内会や校区社会福祉協議会、校区公民館、あいご会、老人クラブなどの活動を支援するとともに、地域福祉ネットワークを推進するなど、地域の活動団体との連携を図り、地域における見守り活動や子育て支援の推進を図ります。

(主な施策)

- ・みんなで参加わがまちづくり支援事業
- ・子ども会育成事業（再掲）
- ・地域ふれあい交流助成事業
- ・地域福祉館等を拠点とした地域福祉ネットワークの構築
- ・市社会福祉協議会補助事業
- ・ふれあい子育てサロン事業への協力（再掲） など

⑥ 民生委員・児童委員との協働

民生委員・児童委員や主任児童委員と連携・協力して、地域の状況の把握に努めるとともに、地域における子育て家庭への支援の推進を図ります。

また、民生委員・児童委員のさらなる資質向上を目的として研修等を行います。

(主な施策)

- ・要保護児童対策地域協議会の運営
- ・民生委員・児童委員研修会
- ・民生委員・児童委員活動促進事業 など

⑦ 市民団体や事業者等の自主的な活動の促進

母親クラブの育成やにこにこ子育て応援隊、地域のボランティア等の活動支援など、ボランティアや市民団体、事業者等の自主的な子育て支援活動を促進します。

(主な施策)

- ・母親クラブ育成・支援事業（再掲）
- ・にこにこ子育て応援隊支援事業（再掲）
- ・市社会福祉協議会補助事業（再掲）
- ・わくわく福祉交流フェア
- ・子育てサポーター養成事業
- ・ボランティアの育成に関する講座
- ・市民とつくる協働のまち事業
- ・市民活動応援講座（市民活動促進事業の一部） など

(2) 母性及び乳幼児等の健康の確保及び増進

これまでの母子保健対策の成果を維持するとともに、低出生体重児の増加や10代の妊娠中絶、性感染症の問題等への対策として、市民や関係機関・団体が一体となって、安心して子どもを生み、ゆとりを持って健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりを進めていきます。

また、地域で母子が安心して生活できるよう、妊娠・出産・産後における切れ目ない支援が提供される母子保健対策の強化に努めます。

(2) 母性及び乳幼児等の健康の確保及び増進

- ① 妊娠・出産に係る正しい知識の普及・啓発
- ② 妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない保健対策の充実
- ③ 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減
- ④ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実と健康教育の推進
- ⑤ 食育の推進
- ⑥ 小児保健医療の推進
- ⑦ 小児慢性特定疾病対策の推進
- ⑧ 不妊に悩む方に対する支援の充実
- ⑨ 指標及び目標一覧

① 妊娠・出産に係る正しい知識の普及・啓発

妊娠及び出産の経過に満足することが将来のよい親子関係のスタートとなることから、妊娠・出産に係る正しい知識の普及・啓発に努めます。

ア 妊婦健康診査の重要性の普及啓発

妊娠中の健康管理や異常の早期発見のため、妊娠の早期届出や妊婦健康診査の確実な受診を勧奨します。

(主な施策)

- ・妊婦健康診査・健康相談事業（再掲）
- ・母親・父親になるための準備教室
- ・母性健康管理指導事項連絡カードの普及 など

イ 妊娠中の喫煙、飲酒等についての啓発

喫煙や飲酒をはじめ、感染症の予防、適切な食習慣と体重管理、休養、口腔衛生の保持など、早期産予防や産後の健康管理に係わる情報提供に努めます。

(主な施策)

- ・妊婦健康診査・健康相談事業（再掲）
- ・母親・父親になるための準備教室（再掲）
- ・妊婦とその家族への禁煙指導
- ・分煙対策の推進
- ・健康増進計画推進事業 など

② 妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない保健対策の充実

妊娠・出産・産後における切れ目ない支援の提供に努めるとともに、安全性を確保しつつ、満足できる出産について、妊娠中の母親が主体的に選択できるように情報の提供を行います。

ア 母親の視点から見て満足できる妊娠・出産の普及

母親や家族が自らの責任に基づいて分娩方法を決めるために、母親の声や専門家の意見を取り入れた情報を提供するなど、母親の視点から見て満足できる妊娠・出産の普及に努めます。

(主な施策)

- ・妊婦健康診査・健康相談事業（再掲）
- ・母親・父親になるための準備教室（再掲） など

イ 妊娠・出産・育児における切れ目ない支援

妊娠早期からの保健指導の実施とともに、妊娠・分娩・産じょく・育児にかかわる保健や福祉サービスを推進し、切れ目ない支援が受けられるよう関係機関の連携を強化します。

(主な施策)

- ・妊婦健康診査・健康相談事業（再掲）
- ・妊娠・出産包括支援事業
- ・新生児・妊産婦訪問指導事業（再掲）
- ・こんにちは赤ちゃん事業（再掲）
- ・母子栄養強化事業
- ・乳幼児健康診査事業 など

ウ 妊婦にやさしい環境づくり

女性の社会進出が進む中、妊娠・出産が安全で快適なものとなるような取組を行います。また、公共施設での取組の推進やマタニティマークの普及啓発に努めます。

(主な施策)

- ・母性健康管理指導事項連絡カードの普及（再掲）
- ・分煙対策の推進（再掲）
- ・マタニティマークの普及啓発
- ・パーキングパーミット制度の普及
- ・ファミリー・サポート・センターでの家事援助の実施 など

エ 産後の心の支援

妊娠・出産・産後に生ずるストレスの軽減を図るため、妊娠中から産後にかけて相談や訪問指導等の活用を促すとともに、医療機関等と連携をとりながら、マタニティブルーや産後うつ病の早期発見など産後の心のケアに努めます。

また、ハイリスク母子の訪問指導を推進します。

(主な施策)

- ・ 新生児・妊産婦訪問指導事業（再掲）
- ・ こんにちは赤ちゃん事業（再掲）
- ・ 妊婦健康診査・健康相談事業（再掲）
- ・ 妊娠・出産包括支援事業（再掲）
- ・ 医療機関との連絡会の開催 など

③ 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減

子育ての楽しさと愛着形成を通して親自身が成長できるような育児環境を確保するとともに、未熟児など親にとって育てにくい要素を持つ子どもへ優先的に支援を行い、育児不安によるストレスの軽減に努めます。

ア 父親と母親が育児を楽しめるための支援

親の育児不安、悩みを軽減するために、乳幼児の訪問指導・育児教室などの開催を通して子育て意識の啓発や育児情報の提供に努めるとともに、発達段階に応じた相談及び指導や心のケアの推進を図ります。

(ア) きめ細やかな相談と育児に関する情報提供の実施

育児不安等を軽減し、母親が心身ともに健康で育児ができるようきめ細やかな相談や情報提供に努めます。

(主な施策)

- ・ 妊婦健康診査・健康相談事業（再掲）
- ・ 新生児・妊産婦訪問指導事業（再掲）
- ・ こんにちは赤ちゃん事業（再掲）
- ・ 育児支援家庭訪問事業（再掲）
- ・ 育児教室
- ・ 子どもすこやか安心ねっと事業
- ・ 育児支援事業（育児相談） など

(イ) 仲間づくりの視点を取り入れた健康診査・教育の実施

保護者の方々の仲間づくりのきっかけになる健康診査や母子保健教育に努めます。

(主な施策)

- ・妊婦健康診査・健康相談事業（再掲）
- ・乳幼児健康診査事業（再掲）
- ・子どもすこやか安心ねっと事業（再掲）
- ・育児支援事業（育児相談）（再掲）
- ・育児教室（再掲） など

(ウ) 父親が参加しやすい「健康教室」の実施

父親が進んで参加することができる健康教室等を開催します。

(主な施策)

- ・母親・父親になるための準備教室（再掲）
- ・育児教室（再掲） など

イ 妊娠期からの児童虐待防止対策

健診等の未受診家庭（きょうだい児を含む）の状況を把握し、受診等に結びつけるとともに、保健・福祉サービスの情報提供に努めます。また、妊娠の届け出時面接や妊娠・出産や産後の子育ての相談を受けた保健・福祉機関、医療機関等の情報等から、出産後の養育支援が必要な妊婦を把握し、妊娠期から出産後の支援体制を整えます。

(主な施策)

- ・妊娠期間中からの育児不安等を抱えた家庭の把握と支援
- ・妊婦健康診査・健康相談事業（再掲）
- ・母子保健訪問指導
- ・育児支援家庭訪問事業（再掲） など

ウ 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

母親が育児で孤立化することを防ぐため、父親や家庭、地域の育児能力を高めることや、育児中の親に対して温かな声かけのできる取組を推進するなど、親子を見守り支える地域のネットワークづくりに努めます。

(ア) 医療、保健、福祉、地域との連携

関係機関・団体等と連携を図りながら、子育て中の家庭を支援します。また、関係機関の連携の有機化と地域ネットワークの構築・成熟に努めます。

(主な施策)

- ・子どもすこやか安心ねっと事業（再掲）
- ・子育て支援ネットワーク構築事業（再掲） など

(イ) 地域における育児支援の推進

地域で活動している子育てグループ等を支援し、地域で子育てを支える環境づくりに努めます。

(主な施策)

- ・ふれあい子育てサロン事業への協力（再掲）
- ・育児支援事業（自主グループ育成と支援）（再掲）
- ・地域子育て支援センター事業（再掲）
- ・にこにこ子育て応援隊支援事業（再掲）
- ・子育てサポーター養成事業（再掲） など

(ウ) 母子保健にかかわる関係者の研修会の実施

母子保健関係者等の方々への研修会を開催します。

(主な施策)

- ・開業助産師研修会及び産婦人科看護職連絡会
- ・訪問指導員研修会
- ・母子保健推進員研修会 など

エ 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

育てにくさを感じる親が、育児に余裕と自信を持ち親としての役割を發揮できるよう、親や子どもの多様性を尊重し、それを支える社会を目指した支援に努めます。

(ア) 相談支援

育てにくさを感じる親が、「気づき」の段階から相談できるよう相談支援体制の充実に努めます。

(主な施策)

- ・乳幼児健康診査事業（再掲）
- ・子どもすこやか安心ねっと事業（再掲）
- ・利用者支援事業（基本型）（再掲） など

(イ) 同じ課題を持つ親への支援

育児に対する不安などを強く感じている保護者への相談会等を開催します。

(主な施策)

- ・子どもすこやか安心ねっと事業（再掲） など

(ウ) 養育支援を必要とする乳幼児の早期発見・早期支援

新生児訪問や医療機関等との連携により、養育支援を必要とする乳幼児の早期発見に努め、関係機関と連携して早期支援につながるよう努めます。

(主な施策)

- ・妊婦健康診査・健康相談事業（再掲）
- ・新生児・妊産婦訪問指導事業（再掲）
- ・母子保健訪問指導（再掲）
- ・こんにちは赤ちゃん事業（再掲）
- ・乳幼児健康診査事業（再掲）
- ・未熟児の支援に関する連絡会 など

(エ) 発達に気がかりがある子どもの早期発見・早期支援

発達に気がかりがある子どもの早期発見・早期支援のため、乳幼児健診を通じ、関係機関との連携のもと、子どもの発達段階に応じた支援に努めます。

(主な施策)

- ・乳幼児健康診査事業（再掲）
- ・子どもすこやか安心ねっと事業（再掲） など

(オ) 保育所・幼稚園等との連携

保育所・幼稚園等に通う、より専門的な支援が必要な子どもを適切な支援につなげるため、巡回支援や訪問支援を行うとともに、発達支援事業所や学校と連携するなど、子どものライフステージに応じた支援につながるよう努めます。

(主な施策)

- ・子どもすこやか安心ねっと事業（再掲）
- ・夢すこやかファイルの活用
- ・児童発達支援事業 など

④ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実と健康教育の推進

10代の性に関する健全な意識のかん養と、妊娠・出産や性感染症予防に関する正しい知識の普及や学校における性教育の推進を図るとともに、飲酒、喫煙、薬物乱用に関する教育や、学童期・思春期から成人期に向けた心の問題等について、専門家による相談の推進を図ります。

ア 思春期の健康づくりと性教育の環境整備

社会環境を考慮し、子どもの健康と性に関する教育の推進と、家庭における思春期学習や親子の対話が進むよう、保護者へ情報の提供を行います。

(ア) 生と性（命の大切さ、妊娠出産のしくみ、避妊、性感染症）の教育の推進

子どもの発達段階に応じて、命の大切さや人間尊重の精神などに基づく性教育を推進し、妊娠・出産についての正しい知識の普及啓発に努めるとともに、保健・医療従事者等による専門的な指導や講演会を実施します。

(主な施策)

- ・性教育推進事業
- ・学校における性に関する指導の実施
- ・講師の派遣 など

(イ) 健康な生活習慣が身につくための情報の提供

飲酒、喫煙、薬物乱用防止のための教育や身体の健康について、正しい情報を提供します。

(主な施策)

- ・学校における飲酒・喫煙・薬物乱用防止教育の実施 など

イ 思春期相談の推進

思春期の心、体の成長に伴う悩みなどの相談や性感染症とその早期発見・治療のための相談の推進を図ります。

(主な施策)

- ・性感染症予防と早期発見の啓発
- ・エイズ、性感染症の検査や相談
- ・思春期特有の心の問題や健康に関する相談 など

ウ 市民や関係機関への情報の提供と協力体制の構築

医療機関等との連携を図り、相互学習や定期的な情報交換の場を持つとともに、人材育成を図ります。

(主な施策)

- ・エイズ、性感染症予防の市民への情報提供
- ・感染症講演会
- ・市学校保健フォーラム など

⑤ 食育の推進

「第二次かごしま市食育推進計画」に基づき、健全な食生活・食習慣、食の安全などの施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、妊娠期及び乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する指導を実施し、心と身体の健康づくりを推進します。

(主な施策)

- ・妊産婦や乳幼児の栄養指導、栄養相談
- ・保育所、幼稚園等における食に関する指導の実施
- ・学校における食に関する指導の実施
- ・「早寝早起き朝ごはん運動」の推進
- ・かごしま環境未来館における環境学習に関する講座
- ・食育推進事業 など

⑥ 小児保健医療の推進

安心して子どもを生み、健やかに育てることができるように、乳幼児突然死症候群（SIDS）予防対策や予防接種の推進、歯科口腔保健の推進など、小児保健医療水準の向上に努め、疾病や障害の早期発見・対応を図ります。

ア 小児保健医療水準の向上

周産期を含む小児期全般にわたる医療体制の整備に努めるとともに、保護者の医療費負担の軽減を図ります。

(ア) 小児保健医療体制の整備

救急医療など小児医療の推進に努めるとともに、医療体制の整備を図ります。また、乳幼児健康診査における育児支援の強化、関係機関との連携を図ります。

(主な施策)

- ・救命救急センターや総合周産期母子医療センターの運営及び移転の取組
- ・夜間急病センターの運営
- ・乳幼児健康診査事業（再掲）
- ・新生児・妊産婦訪問指導事業（再掲）
- ・こんにちは赤ちゃん事業（再掲）
- ・健康診査従事者の資質向上のための研修会の開催 など

(イ) 医療費負担の軽減

養育医療費等の給付や保険診療による医療費の一部を助成します。

(主な施策)

- ・ こども医療費助成事業
- ・ 未熟児養育医療事業
- ・ 自立支援医療費（育成）支給事業 など

イ 乳幼児突然死症候群（SIDS）予防対策の推進

家庭や地域が一体となってSIDS予防のための取組を推進します。

(主な施策)

- ・ 乳幼児突然死症候群予防の啓発
- ・ 分煙対策の推進（再掲）
- ・ 妊婦とその家族への禁煙の指導（再掲） など

ウ 予防接種推進への取組

予防接種による免疫効果や安全性等の情報を提供するとともに、予防接種の勧奨に努めます。

(主な施策)

- ・ 予防接種事業の推進
- ・ 予防接種に関する情報の提供 など

エ 不慮の事故防止対策への取組

子どもの不慮の事故防止のための啓発に努めます。

(主な施策)

- ・ 小児の発達段階に応じた事故防止対策と応急手当法の普及
- ・ セーフコミュニティ対策事業（子どもの安全） など

オ 歯科口腔保健の推進

妊婦及び乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた歯や口の健康維持に関する指導及び啓発に努めます。

(主な施策)

- ・乳幼児健康診査事業（歯科健診）
- ・乳幼児歯の健康づくり事業
- ・育児相談における歯科相談と歯みがき指導
- ・妊婦健康診査・健康相談事業（歯科健診）
- ・学校における歯科口腔保健教育の実施 など

⑦ 小児慢性特定疾病対策の推進

小児慢性特定疾病医療費助成事業を着実に推進し、親が抱える不安の解消に努めるとともに、慢性疾病を抱える子ども及びその家族が安心して暮らせる地域社会の実現に努めます。

ア 慢性疾病児童等地域支援協議会の設置

慢性的な疾病を抱える子どもが将来自立することができるよう、行政、医療機関、教育機関、民間団体等で構成する協議会を設置し、地域の支援体制等について協議します。

(主な施策)

- ・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 など

イ 個別支援の推進

親が抱える不安や悩みを軽減するための相談会を開催します。

(主な施策)

- ・関係機関と連携した相談会の開催 など

ウ 保護者の医療費負担の軽減

小児慢性特定疾病の医療費を給付します。

(主な施策)

- ・小児慢性特定疾病医療費助成事業 など

エ 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の取組

慢性疾病を抱える子どもやその家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、慢性疾病を抱える子どもの自立支援のため必要な事業に取り組みます。

(主な施策)

- ・小児慢性特定疾病医療費助成事業（再掲）
- ・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（再掲） など

⑧ 不妊に悩む方に対する支援の充実

特定不妊治療に要する費用の助成を実施するとともに、不妊治療に関する相談などの推進を図ります。

(主な施策)

- ・不妊に悩む方への特定治療支援事業
- ・不妊治療に関する情報の提供と相談 など

⑨ 指標及び目標一覧

No	指 標	26年度	31年度 (目標値)
1	妊娠中の妊婦の喫煙率	2.1% (※2)	0.0%
2	妊娠・出産について満足している者の割合	55.0%	70.0%
3	積極的に育児をしている父親の割合	28.5% (※2)	50.0%
4	乳幼児揺さぶられ症候群を知っている親の割合	96.1%	100.0%
5	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	93.1%	95.0%
6	育てにくさを感じた時に何らかの解決方法を知っている親の割合	87.3%	90.0%
7	十代の人工妊娠中絶率(※1)	13.7 (※2)	6.5
8	むし歯のない3歳児の割合	79.5% (※2)	85.0%

※1 分母に15～19歳の女子人口、分子に15歳未満を含めた「人工妊娠中絶件数」を用いて計算
(女子人口千対)

※2 25年度実績



(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもがそれぞれの発達の段階において、心身の健やかな成長ができるように、教育環境の整備に努めます。また、自ら学び、自ら考える力を身につけることができるような教育や豊かな心を育てる教育、個性を尊重する教育の実施など教育内容・方法の改善が図られるような施策を推進します。

また、子どもに豊かな体験の場を提供し、子ども同士の集団形成を支え、社会性を培うような施策を推進します。

※以下、記載されている「学校」は、幼稚園等を含みます。

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- ① 次世代の親の育成
- ② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- ③ 家庭や地域の教育力の向上
- ④ 有害環境から子どもを守る対策の推進

① 次世代の親の育成

男女が協力して家庭を築き、子どもを生き育てることに夢を持てる社会の形成につながるような学習機会を提供するとともに、広報・啓発に努めます。

(主な施策)

- ・ 幼稚園等における未就園児の親子登園
- ・ 保育所における子育て広場
- ・ 保育所地域活動事業（再掲） など

② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

各学校が特色ある教育活動を展開するなかで、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和の取れた「生きる力」の育成を図るとともに、個性を伸ばす教育を推進します。

ア 確かな学力の育成

児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導の実施や情報教育の内容及び環境の整備、学校の活性化、諸学力調査を活用した取組などを推進します。

また、基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度などの確かな学力のための、教育内容・方法の一層の充実を図ります。

(主な施策)

- ・ 少人数指導、習熟の程度に応じた指導、ティーム・ティーチングなどの指導方法改善の取組
- ・ 個性あふれる学校づくり推進事業
- ・ 教育の情報化推進事業
- ・ 小学校における英会話活動の推進事業
- ・ 学力検査の実施事業 など

イ 豊かな心の育成

子どもの心に響く道德教育の推進を図るとともに、地域と学校との連携協力による奉仕活動・体験活動を推進するなどの取組を実施します。

また、いじめや不登校等の生徒指導上の問題解決のために、きめ細やかな相談体制の充実に努めます。

(主な施策)

- ・教育相談の充実事業
- ・スクールソーシャルワーカー活用事業
- ・不登校児童生徒支援事業
- ・臨床心理相談員活用事業
- ・心のパートナー派遣事業
- ・道德教育研究会
- ・こころの言の葉コンクール
- ・鹿児島芸術鑑賞事業
- ・かごしまメルヘン館等における読み聞かせ等の実施
- ・保育所、幼稚園等における絵本の読み聞かせ活動の推進
- ・読み聞かせ講師派遣事業 など

ウ 健やかな体の育成

幼児期における遊びや運動を一層奨励・推進するとともに、児童生徒が生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や能力、態度を育成するため、優れた指導者の育成・確保、指導方法の工夫・改善等が図られるように努めます。

また、運動や体力づくりの生活化を進めるとともに、運動部活動も外部指導者や地域との連携を推進します。

さらに、幼児期からの健康教育を奨励・推進することで、児童生徒が生涯にわたって心身の健康を保持するために必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けることができるよう努めます。

(主な施策)

- ・運動部活動活性化事業
- ・体育実技講習会
- ・学校保健担当者研修会、養護教諭等研修会
- ・定期健康診断の実施と事後指導の充実
- ・スポーツ少年団の育成
- ・地域スポーツクラブの運営活性化
- ・市民生き生きスポ・レクフェスタ など

エ 信頼される学校づくり

保護者や地域住民の参画を得た学校運営を行い社会全体で子どもたちを育み、各学校の創意工夫を生かした教育活動が一層展開できるようにするとともに、地域とともにある学校づくりを推進するため、学校運営の改善に努めます。

また、教職員の資質の向上を図るとともに、教育環境の整備に努めます。

(主な施策)

- ・教職員等研修事業
- ・学校評価の推進
- ・保育所や幼稚園等と小学校との連携の推進 など

オ 幼児教育の推進

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であるとの基本的な認識に立ち、今日の乳幼児を取り巻く社会環境の変化を踏まえ、保育所・私立幼稚園等の関係団体との連携のもと、心の教育や知的発達を促す教育など、「生きる力」の基礎を培う幼児教育の質の向上に努めます。

(主な施策)

- ・私立幼稚園協会に対する助成
- ・市保育園協会に対する助成
- ・私立幼稚園就園奨励費補助事業
- ・多子世帯保育料等軽減事業
- ・私立幼稚園施設・設備等助成事業
- ・児童福祉施設整備費等補助事業 など

③ 家庭や地域の教育力の向上

親子関係の現状や子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する親の学習機会の推進を図りながら、家庭・学校・地域が一体となった地域ぐるみの学習・実践活動を展開します。

ア 豊かなつながりの中での家庭教育への支援

家庭教育に関するさまざまな情報提供に努め、子育てに関する悩みを気軽に相談できる体制づくりを進めます。

また、子育てに関する学習機会や情報の提供、相談、専門的人材の養成や父親の家庭教育への参加促進など家庭教育に関する総合的な取組を関係機関と連携して行うとともに、子どもの望ましい基本的な生活習慣を育成するための環境整備に努めます。

(主な施策)

- ・ 家庭教育学級
- ・ 明日の母親と父親のための家庭教育講座
- ・ 乳幼児期の家庭教育セミナー
- ・ 家庭教育に関するプラザ講座の開設
- ・ 家庭教育支援員の養成研修への派遣
- ・ 母親・父親になるための準備教室（再掲）
- ・ 絵本ガイド配付
- ・ 親子読書教室や読み聞かせ講座の開催
- ・ 読み聞かせ講師派遣事業（再掲）
- ・ ブックスタート事業 など

イ 地域の教育力の向上

多様で高度な市民の学習ニーズや学習相談に適切に対応できるように、市内全域を学びの場としてとらえ、地域住民や関係機関との連携を図り、学習機会の一層の推進に努めます。

また、学校と地域とのパートナーシップの下に、学校支援ボランティア事業など地域で学校を支える体制づくりの推進、農業体験や自然体験などの多様な体験活動の機会の積極的な提供等により、地域の教育力の向上を図ります。

(主な施策)

- ・ 父親セミナー
- ・ 少年自然の家事業
- ・ 宮川野外活動センター管理運営事業
- ・ 市民体力づくり事業（親子ふれあい水泳教室）
- ・ 海洋性スポーツ事業
- ・ 親子ふれあいウィーク
- ・ 夏休み親子体験学習教室
- ・ 学校支援ボランティア事業
- ・ かごしま環境未来館における環境学習に関する講座（再掲）
- ・ グリーン・ツーリズム推進事業 など

④ 有害環境から子どもを守る対策の推進

非行の防止と早期発見のために、相談活動や補導活動の推進を図るとともに、雑誌やテレビ、携帯電話等を介したインターネット上の性や暴力等の有害情報やいじめに対し、関係機関・団体、地域住民等と連携・協力をして、取組を進めます。

(主な施策)

- ・ 青少年補導センター事業
- ・ 青色回転灯を使用した児童生徒の安全パトロール
- ・ 青少年問題協議会 など



(4) 子育てを支援する生活環境の整備

子育て世帯の住宅の確保を図るため、市営住宅の整備や子どもの遊びの場である公園緑地の拡大に努めます。

また、安心して子どもと外出ができるように公共施設に子ども用の設備の設置を促進するとともに、妊産婦や子どもが安心して安全に通行できる道路交通環境の整備に努めます。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

① 良質な住宅の確保

② 良好な居住環境の確保

③ 安全な道路交通環境の整備

④ 安心して外出できる環境の整備

⑤ 安心・安全なまちづくりの推進等

① 良質な住宅の確保

建替等に当たっては、家族構成に応じた多様な市営住宅の整備に努めます。また、子どもがいる世帯に対する市営住宅における優先入居等を実施します。

(主な施策)

- ・市営住宅建設事業（子育て支援住宅整備事業、子育て仕様住戸の整備）
- ・地域活性化住宅建設事業
- ・既存集落活性化住宅建設事業
- ・市営住宅の募集における子育て世帯枠の確保 など

② 良好な居住環境の確保

住みよい環境づくりと地域活動の活性化を図るとともに、環境負荷の軽減に配慮した住まいづくりや、省エネルギー建材等の使用に関する情報提供を行い、環境共生住宅の普及に努めます。

(主な施策)

- ・ちびっこ広場の整備
- ・都市公園再整備事業
- ・都市公園安心安全対策推進事業
- ・鹿児島駅周辺都市拠点総合整備（都市の杜）事業 など

③ 安全な道路交通環境の整備

すべての人々が、安全かつ快適に歩行や移動ができ、さまざまな社会活動等に参加できるよう、歩道の段差解消や勾配の緩和等バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した道路の整備に努めます。

(主な施策)

- ・幹線道路整備事業
- ・市道バリアフリー推進事業
- ・交通安全施設整備事業 など

④ 安心して外出できる環境の整備

少子高齢化の進行に対応したバリアフリーのまちづくりを推進するとともに、安全で住みよい環境の整備を進めます。

(主な施策)

- ・ 公共施設のトイレや授乳室等の整備
- ・ ノンステップバスの導入
- ・ 超低床電車購入事業
- ・ 都市公園再整備事業（再掲）
- ・ 都市公園安心安全対策推進事業（再掲） など

⑤ 安心・安全なまちづくりの推進等

犯罪や交通事故、自然災害を未然に防止し、安心して暮らすことのできる安全なまちづくりを推進するため、各地区の防犯団体や防犯パトロール隊等への支援を行うとともに、地域の安全確保に関する自主的な活動の促進を図ります。

また、防犯灯の整備を促進し、明るく住みよいまちづくりを推進します。

(主な施策)

- ・ 安心安全まちづくり事業
- ・ 安心安全パートナーシップ事業
- ・ 青色防犯パトロール隊活動費補助事業
- ・ 安心安全地域リーダー育成事業
- ・ 地域安心安全ネットワーク支援事業
- ・ 防犯団体補助事業
- ・ 防犯灯補助事業
- ・ 特設防犯灯設置事業
- ・ セーフコミュニティ推進事業
- ・ 交通安全対策事業 など

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会をつくるためには、子育て支援施策の充実のみならず、育児休業及び短時間勤務等の柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備を促進する等、子育て期間中を含めた男女の「働き方の見直し」を進め、仕事と生活の調和の双方を実現することが必要です。

そのため、保育サービスや放課後児童健全育成事業等、多様な働き方に対応した子育て支援を推進するとともに、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を図るための広報・啓発、情報提供を積極的に推進します。

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

① 市民や事業主への広報・啓発、情報提供

② 保育サービス等の提供のための基盤整備

① 市民や事業主への広報・啓発、情報提供

仕事と生活の調和の実現に向けて、国、県、関係団体等と連携をとりながら、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を図るための広報・啓発、情報提供に努めます。

(主な施策)

- ・ 労政広報紙発行等事業
- ・ 男女共同参画情報誌の発行
- ・ にこにこ子育て応援隊支援事業（再掲） など

② 保育サービス等の提供のための基盤整備

保育所等整備計画に基づく待機児童解消策や放課後児童健全育成事業の積極的な推進等、多様な働き方に対応した子育て支援を推進します。

(主な施策)

- ・ 保育所等整備計画に基づく待機児童解消策の推進
- ・ 多様な保育サービスの推進
- ・ 放課後児童健全育成事業（再掲）
- ・ ファミリー・サポート・センター事業（再掲） など

(6) 子どもの安全の確保

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、幼稚園、学校、関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進するとともに、子どもを犯罪等の被害から守るための関係機関・団体との連携、情報交換、犯罪等の被害に遭った子どもへの支援を行います。

また、子どもが自らの安全を守る能力を育てる安全教育を推進します。

(6) 子どもの安全の確保

① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

③ 被害に遭った子どもへの支援

① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

運転者、歩行者等の道路利用者に対する交通法令等の遵守や、交通マナーやモラルの向上など交通安全意識の高揚に努めます。

ア 交通安全教育の推進

子どもに対して、事故の実態やその年代に応じた交通安全教育の徹底に努めるとともに、保護者に対して、チャイルドシートの着用効果及び着用方法についての正しい理解を求め、正しい着用を促進します。

また、自転車の正しい乗り方、マナーの指導や自転車乗車時のヘルメットの着用及び幼児同乗用自転車の幼児用座席におけるシートベルトの着用の推進に努めます。

(主な施策)

- ・交通安全教育の実施
- ・交通安全指導担当者研修会
- ・セーフコミュニティ推進事業（再掲）
- ・チャイルドシート講習会 など

イ 登校・登園時の交通安全の確保

児童通学保護員を配置して、登校・登園時における子どもの保護誘導と通行方法の指導を行います。

(主な施策)

- ・児童通学保護員設置事業 など

② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

市民一人ひとりの防犯など様々な危険に対する意識の高揚・啓発や学校付近、通学路等の安全対策を推進します。

(主な施策)

- ・青少年補導センター事業（再掲）
- ・青色回転灯を使用した児童生徒の安全パトロール（再掲）
- ・地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業
- ・安全指導担当者研修会
- ・防犯団体補助事業（再掲）
- ・安心安全パートナーシップ事業（再掲）
- ・防犯教室の実施 など

③ 被害に遭った子どもへの支援

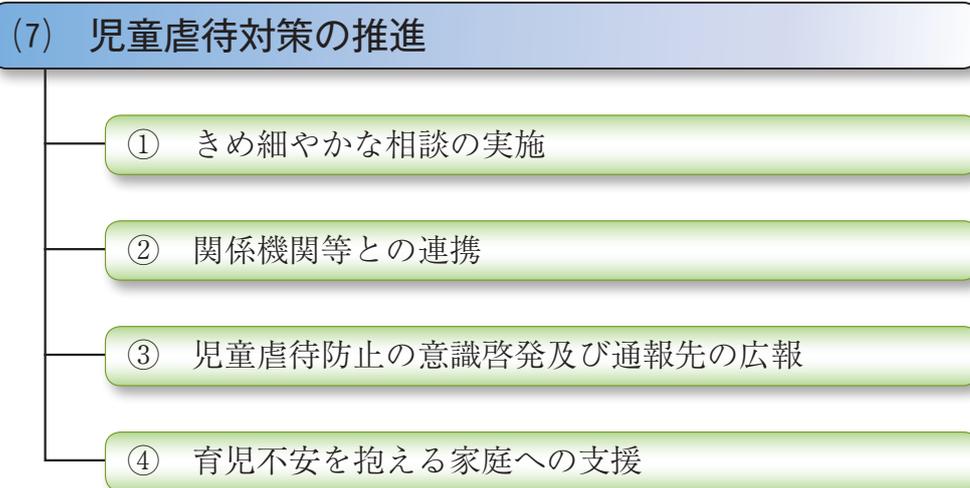
犯罪、いじめ、児童虐待等の被害に遭った子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援する取組を実施します。

(主な施策)

- ・要保護児童対策地域協議会の運営（再掲）
- ・教育相談の充実事業（再掲）
- ・スクールソーシャルワーカー活用事業（再掲）
- ・臨床心理相談員活用事業（再掲） など

(7) 児童虐待対策の推進

虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、すべての子どもの健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくため、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を図ります。



① きめ細やかな相談の実施

児童虐待に関する相談について、家庭児童相談室での相談や育児支援事業による各種相談など、きめ細やかな相談の実施により、保護者に対する適切な助言・指導を行うとともに、継続的な見守りを行うなど、再発の防止に努めます。

(主な施策)

- ・家庭児童相談員設置事業
- ・育児支援事業（育児相談）（再掲）
- ・利用者支援事業（基本型）（再掲） など

② 関係機関等との連携

要保護児童対策地域協議会において、県中央児童相談所などの関係機関・団体との連携を図り、早期発見・早期対応に努めるとともに、必要に応じ、虐待を受けた子どもの保護を図ります。

また、民生委員・児童委員や保育所・幼稚園などの地域との連携により、児童虐待の恐れのある親子を見守り、支援します。

(主な施策)

- ・要保護児童対策地域協議会の運営（再掲）
- ・関係機関への研修 など

③ 児童虐待防止の意識啓発及び通報先の広報

児童虐待についての認識を高めるよう意識啓発を図るとともに、虐待が疑われたときの通報先などに関する広報・啓発に努めます。

(主な施策)

- ・ 児童虐待防止対策事業
- ・ 関係機関への研修（再掲） など

④ 育児不安を抱える家庭への支援

育児に対する不安等の養育上のストレスなどを抱えている保護者への助言・指導を行うとともに、発生予防・早期発見等に努めます。

また、保健師などの家庭訪問や育児サークルへの参加を勧めることなどにより、子育て家庭が孤立しないように努めます。

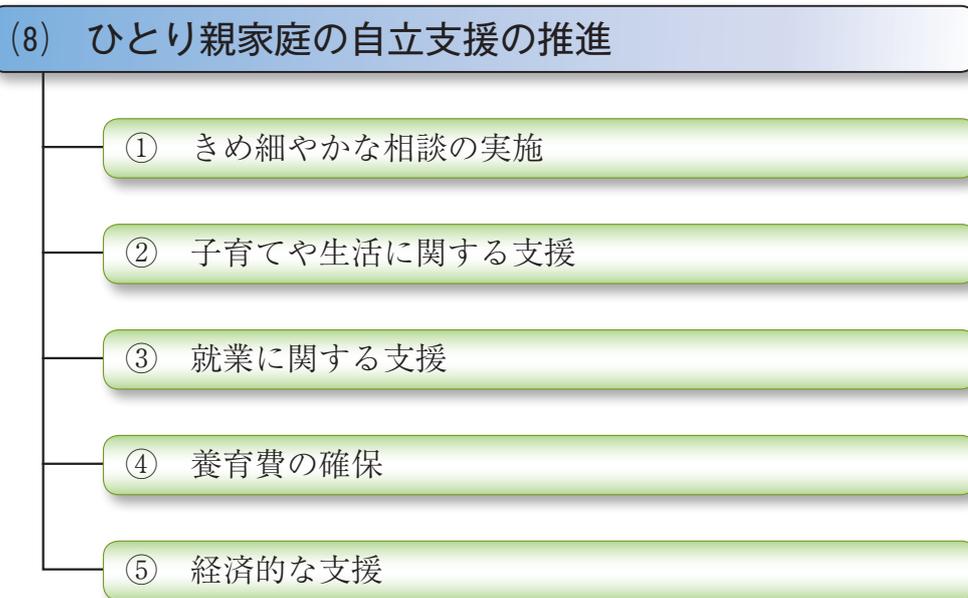
(主な施策)

- ・ 妊娠期間中からの育児不安等を抱えた家庭の把握と支援（再掲）
- ・ 新生児・妊産婦訪問指導事業（再掲）
- ・ こんにちは赤ちゃん事業（再掲）
- ・ 育児支援家庭訪問事業（再掲）
- ・ 育児支援事業（自主グループ育成と支援）（再掲）
- ・ 地域子育て支援センター事業（再掲）
- ・ 教育相談の充実事業（再掲）
- ・ スクールソーシャルワーカー活用事業（再掲）
- ・ セーフコミュニティ対策事業（子どもの安全）
- ・ 利用者支援事業（基本型）（再掲） など

(8) ひとり親家庭の自立支援の推進

離婚の増加等によりひとり親家庭が増加しており、また、ひとり親家庭の貧困率が50%を超えている中で、ひとり親家庭の子どもの健全な育成を図るとともに、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策に努めます。

このようなことから、自立と就業の支援に主眼を置き、子育てや生活支援策、就業支援策及び経済的支援策について総合的な対策の実施を図ります。



① きめ細やかな相談の実施

ひとり親家庭の悩み等へのきめ細やかな相談を実施します。

(主な施策)

- ・母子・父子自立支援員設置事業
- ・家庭児童相談員設置事業（再掲）
- ・婦人相談員設置事業
- ・ひとり親家庭等のしおり作成事業
- ・母子家庭等就業支援講習会事業
- ・利用者支援事業（基本型）（再掲） など

② 子育てや生活に関する支援

ひとり親家庭の自立を支援するため、家庭生活支援員の派遣を行うとともに、互いに情報交換・交流ができる場の提供等により、子育てや生活の支援を行います。

(主な施策)

- ・ひとり親家庭等日常生活支援事業
- ・ひとり親家庭等生活支援講習会事業
- ・保育所等整備計画に基づく待機児童解消策の推進（再掲）
- ・多様な保育サービスの推進（再掲） など

③ 就業に関する支援

雇用の促進を図るため、就業相談や就労のための講習会等を実施するとともに、就業支援の実施にあたっては、公共職業安定所等と十分に連携し、効果的な実施に努めるなど各面から支援を行います。

(主な施策)

- ・母子家庭等就業支援講習会事業（再掲）
- ・母子家庭等自立支援給付金事業
- ・ハローワークとの連携 など

④ 養育費の確保

養育費支払いについての社会的気運の醸成や養育費についての取決めの促進を図るために、広報・啓発に努めます。

(主な施策)

- ・母子・父子自立支援員設置事業（再掲）
- ・婦人相談員設置事業（再掲）
- ・ひとり親家庭等生活支援講習会事業（再掲） など

⑤ 経済的な支援

児童扶養手当をはじめとする各種手当、医療費の助成、各種貸付制度等により、ひとり親家庭に対する経済的な支援を行います。

(主な施策)

- ・児童扶養手当支給事業
- ・市民福祉手当（遺児等修学手当）支給事業
- ・母子・父子家庭等医療費助成事業
- ・愛の福祉基金事業
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付事業
- ・母子・父子家庭等たすけあい資金貸付事業 など

(9) 障害のある子どもへの支援

障害のある子ども及び保護者に対する早期からの相談・療育・援助及び健常児との統合保育により、障害のある子どもの健全な発達を支援します。

また、身近な地域で安心して生活できるようにするとともに、保護者の悩み解消と障害の軽減・自立の促進が図れるような施策を推進します。

(9) 障害のある子どもへの支援

- ① 障害の早期の発見及び対応の推進
- ② 障害のある乳幼児への保育の推進
- ③ 障害のある児童生徒への教育の推進
- ④ 障害のある子どもの生活の支援と社会参加の促進
- ⑤ 経済的な支援

① 障害の早期の発見及び対応の推進

妊婦及び乳幼児健康診査や各種相談等の推進に努めるとともに、保健・医療・福祉の連携を図り、障害の早期発見、早期治療や療育、保護者の支援等に努めます。

(主な施策)

- ・就学時健康診断
- ・子どもすこやか安心ねっと事業（再掲）
- ・妊婦健康診査・健康相談事業（再掲）
- ・乳幼児健康診査事業（再掲）
- ・障害児通所等支援事業
- ・児童発達支援事業専門員加算等補助金
- ・ことばの発達指導事業
- ・鹿児島市障害者基幹相談支援センター事業
- ・利用者支援事業（基本型）（再掲） など

② 障害のある乳幼児への保育の推進

保育所や幼稚園等において、障害児保育を推進します。

(主な施策)

- ・私立保育所等補助事業
- ・私立幼稚園障害児教育補助事業
- ・保育所、幼稚園等での幼児保育（教育）相談（再掲） など

③ 障害のある児童生徒への教育の推進

発達障害などの障害のある子どもについて、適切な教育を行います。

(主な施策)

- ・就学指導等推進事業
- ・特別支援教育体制推進事業 など

④ 障害のある子どもの生活の支援と社会参加の促進

障害のある子どもとその家族の在宅生活の質の向上と福祉の増進を図るため、補装具・日常生活用具の給付等を実施するとともに、介護をする家族の負担軽減を図るため、家庭へのホームヘルパーの派遣や施設での短期入所を実施します。

また、障害のある児童生徒が、放課後や夏休み等の長期休業中に安心して過ごせるような活動を推進、支援するとともに、障害の状況に対応した情報の提供や友愛パスの交付などにより社会参加を促進します。

(主な施策)

- ・補装具費支給事業
- ・難聴児補聴器購入助成事業
- ・日常生活用具給付事業
- ・重度心身障害者（児）紙おむつ等助成事業
- ・障害福祉サービス給付事業（居宅介護・短期入所）
- ・障害児通所等支援事業（再掲）
- ・放課後児童健全育成事業（再掲）
- ・友愛パス交付事業
- ・友愛タクシー券交付事業 など

⑤ 経済的な支援

障害の状況に応じ手当を支給するとともに、医療費を助成するなど福祉の増進を図ります。

(主な施策)

- ・特別児童扶養手当支給事業
- ・障害児福祉手当支給事業
- ・市民福祉手当（重度障害児手当）支給事業
- ・重度心身障害者等医療費助成事業 など

(10) 配偶者等からの暴力に対する対策の推進

配偶者等に暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行うことは、個人の尊厳を害し、男女共同参画を妨げることとなります。

また、その暴力や言動を見聞きする子どもに与える影響は、大きいものがあります。

このような状況を改善するため、配偶者等からの暴力や子どもに与える影響について正しい認識を持つための広報・啓発に努めるとともに、関係機関と密接に連携して被害者を支援する体制を整えます。

(10) 配偶者等からの暴力に対する対策の推進

① きめ細やかな相談の実施

② 緊急一時保護の実施及び自立への支援

③ 若年者へのDV予防教育の実施

① きめ細やかな相談の実施

配偶者等からの暴力や子どもに与える影響について正しい認識を持つための広報・啓発に努めます。

また、関係機関と密接に連携し、きめ細やかな相談の実施により、早期発見・早期対応に努めます。

(主な施策)

- ・ 婦人相談員設置事業（再掲）
- ・ サンエールかごしま相談室の運営 など

② 緊急一時保護の実施及び自立への支援

母子が配偶者等からの暴力により、緊急一時的に保護を必要とする場合に、一時保護を行うとともに、暴力を受けた母子の自立を促進するために、母子の生活の場を提供し、社会的復帰に向けて、助言・指導を行います。

また、暴力を受けた母子のカウンセリングを行うなど、精神的な支援に努めます。

(主な施策)

- ・ 県女性相談センターとの連携による一時保護の実施
- ・ 母子保護の実施
- ・ 母子生活支援施設での自立支援（社会復帰促進）事業
- ・ 子育て短期支援事業（再掲） など

③ 若年者へのDV予防教育の実施

予防教育などの学習機会を通して子どもたちにDVやデートDV（交際相手等からの暴力）についての正しい情報を提供するとともに、子どもたちがお互いの人権を尊重して男女は対等な関係であることを理解し、DVの被害者にも加害者にもならないようにするための環境づくりに努めます。

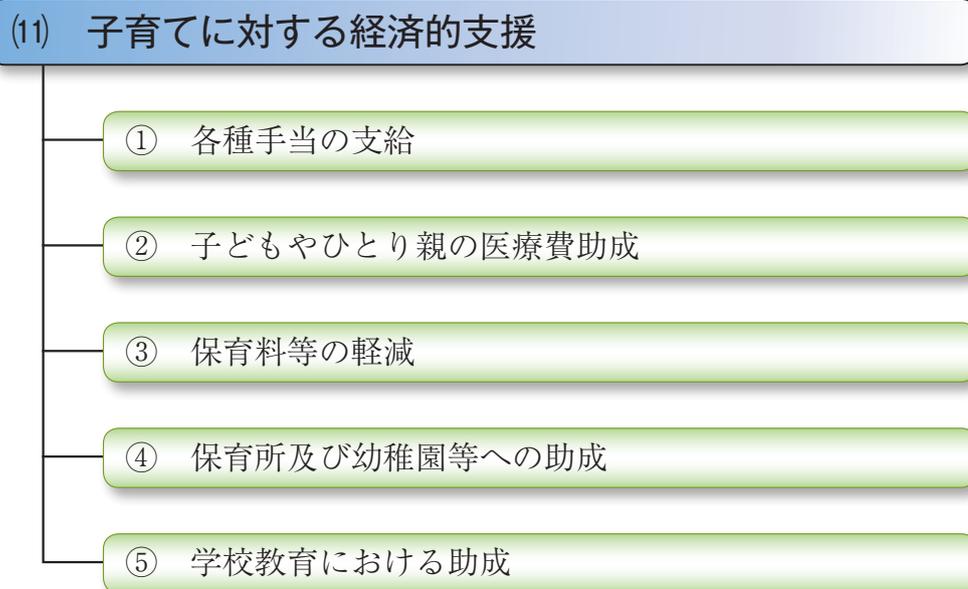
(主な施策)

- ・ デートDV講演会の開催
- ・ 命の教育
- ・ セーフコミュニティ対策事業（DV防止）

(11) 子育てに対する経済的支援

子どもを養育している家庭においては、精神的、身体的な負担もさることながら、保育料や教育費などの経済的負担は大きなものがあるため、子育てに伴う経済的負担の軽減に努めます。

このことは、子どもの貧困対策にも資するものとなります。



① 各種手当の支給

子育て家庭の保護者を支援するため、各種手当を支給します。

(主な施策)

- ・ 児童手当支給事業
- ・ 児童扶養手当支給事業（再掲）
- ・ 市民福祉手当（遺児等修学手当）支給事業（再掲）
- ・ 市民福祉手当（重度障害児手当）支給事業（再掲）
- ・ 特別児童扶養手当支給事業（再掲）
- ・ 障害児福祉手当支給事業（再掲） など

② 子どもやひとり親の医療費助成

子どもやひとり親家庭に対して、医療費の一部を助成します。

(主な施策)

- ・ こども医療費助成事業（再掲）
- ・ 母子・父子家庭等医療費助成事業（再掲）
- ・ 重度心身障害者等医療費助成事業（再掲）
- ・ 未熟児養育医療事業（再掲）
- ・ 自立支援医療費（育成）支給事業（再掲）
- ・ 小児慢性特定疾病医療費助成事業（再掲） など

③ 保育料等の軽減

保護者の経済的負担を減らすため、保育所等の保育料を国が定める基準より軽減し、私立幼稚園保育料の補助を行うとともに、保育所等の利用に必要な物品の購入等に要する費用を助成します。

また、保育所や私立幼稚園等に入所する第3子以降の子どもを有する世帯の経済的負担を軽減します。

(主な施策)

- ・ 保育料の軽減
- ・ 私立幼稚園就園奨励費補助事業（再掲）
- ・ 多子世帯保育料等軽減事業（再掲）
- ・ 認可外保育施設保育料助成事業
- ・ 実費徴収に係る補足給付事業 など

④ 保育所及び幼稚園等への助成

職員の資質向上と保育・教育内容の向上を図るため、私立保育所や私立幼稚園等に助成します。

(主な施策)

- ・私立保育所等補助事業（再掲）
- ・私立幼稚園等に対する助成
- ・幼稚園2歳児預かり保育運営費補助事業 など

⑤ 学校教育における助成

義務教育における学用品等の費用の一部を助成するとともに、高等学校等の生徒に対する奨学金の貸与を行います。

また、教職員の研修、教材等の充実を図るため、私立高等学校に助成します。

(主な施策)

- ・就学援助
- ・特別支援教育就学奨励費
- ・遠距離通学費補助事業
- ・安心安全通学費補助事業
- ・通級指導教室保護者交通費助成事業
- ・奨学資金貸付制度
- ・私立高等学校補助金 など